

大阪弁護士会ニュース 第11号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2012年5月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

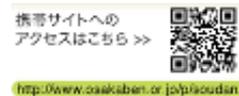
無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を

06-6364-1248

（予約受付時間 9時15分～20時）



携帯サイトへのアクセスはこちら >>>
[http://www.osakabent.or.jp/osudant/](http://www.osakabent.or.jp/jp/osudant/)

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakabent.or.jp/web/index/index.php>

特集1 関西から原発ADRへの一斉申立なされる！

去る5月7日に、関西に避難されている8世帯、合計25名の避難者の方々が、原発事故被災者支援関西弁護団を代理人として、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」と言います）に対して、慰謝料や避難経費、家財道具購入費用、就労不能に伴う損害などを求めて一斉に申立をされました。

センターへの申立は、東京電力から配布された「請求書」に基づく請求とは別に、東京電力に対して損害を請求するための手段の一つです。センターによりますと、本年3月末までの時点で、全国で累計で1590件の申立（今年に入っては、1ヶ月平均350件余りの申立）がされているとのことですが、今回の申立は、関西に避難されている人たちが、初めてまとめて東京電力に対して声を上げたことに意義があります。

センターの斡旋機関は、これまで福島県郡山市や東京都にしか設置されていませんでしたが、弁護団は大阪における開催を要求しており、センターも応じる方向とのこと。今後、弁護団は、弁護士会にも協力を求め、大阪での開催場所を詰めていくことになります。

今回請求をされた内容としては、慰謝料の金額について一人当たり月額35万円を目安にしています（他の地域における弁護団でも、だいたい同じ金額を求めています）。これは、突然に生活基盤を破壊され、地域コミュニティも失われ、将来に対する見通しが立たないなど、遠方に避難することを余儀なくされたことによって避難されている方々が重い精神的負担を負っていることは明らかであることから、例えば交通事故によって入院を余儀なくされたことによる慰謝料の金額と比較しても、このような金額はどうしても必要であるとの考えに基づいています。

また、申立をされた8世帯の中には、いわゆる避難指示区域などに指

定された地域に居住していた方だけでなく、区域外から避難をされた方々、例えば事故当時福島第1原発から5、60キロメートル程度離れた地域に居住されていた方なども含まれています。従来の被爆限度基準（年間1ミリシーベルト）などを考慮すれば、それを超える放射線量に対して避難する必要があったのではないかと判断のもと申立を決断するに至った方もおられます。

センターの斡旋は、個別の事情を考慮しながら、避難者と東京電力の双方が和解に応じてはじめて成果を得られるものであって、避難者が求めた請求の内容が全て受け入れられるわけではありません。実際にこれまでにセンターによって和解に至った事案でも、避難者が求めた請求額の全てが支払われたわけではありません（例えば、精神的苦痛に対する慰謝料としては、1人当たり1ヶ月当たり15万円程度が認められています）。ただ、東電の請求書では認めていない項目や金額が認められてきています。また、センターでの和解による支払はあくまでも内払いであって、和解でも不足していると思える分は改めて訴訟等の手続の中で請求することも可能です。

また、最近では、センターが「避難先における営業又は就労に伴う収入」など、政府の中間指針より積極的な新しい基準を示してきています。詳しくは、裏面をごらんください。センターの示す基準において、避難者の方々の救済にとって有益なものとして評価できる点もあるので、今回の一斉申立をきっかけとして、改めてセンターへの申立についてお考えいただければと思います。

弁護団としても、この一斉申立は第1次として、今後もセンターへの申立を考えておられる方からの相談を受け付け、第二次、第三次と申立を行っていく予定です。

府下の避難者支援団体等連絡協議会立ち上げ！

大震災と原発事故から1年が過ぎましたが、大阪府下には、現在もなお2000名近くの方々が避難生活を強いられています。帰りたいでも帰ることのできない長期的な避難生活を支えるために、住まい、仕事、教育、健康、賠償問題、心のケア、これらにまつわる様々な情報の提供などについて、よりきめ細やかな寄り添い型の支援を強めることが求められています。避難当事者の方々同士の集まりも主体的になされるようになり、その活動を支えることも重要になっています。そこで、これまで、大阪府下で避難者の支援を行ってきた団体を中心に呼びかけをして、大阪府下で一つのネットワークをつくり、継続的な支援をしていくために「大阪府下避難者支援団体等連絡協議会」を立ち上げることにしました。大阪府や各市町や県事務所とも連携・協力をしていきます。これからは、この協議会に様々な要望をお寄せください。

立ち上げの総会を、5月12日午後1時～ 大阪市社会福祉協議会の会議室（〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 市立社会福祉センター）で開催することになりましたので、ぜひご参加ください。

被災地現地新聞トピックス「福島民報」

教育施設的环境放射線モニタリング結果、野菜や県産米の放射性物質の検査結果、除染や廃棄物の処理についても詳細な記事が載せられています。

特集「あなたを忘れない」では、震災で亡くなった人達への思いが寄せられています。震災の悲しさが伝わってきます。

「3・11大震災断面」では、課税や汚染されたゴミ処理問題等、迅速に解決されるべき課題についての記事が掲載されています。

「福島は負けない 明日へ」では、ライリッシュ・オカリナ連盟福島相馬支部のメンバーが結集し、仙台で開催される「日本復興祈念大会」に参加するため練習に励む等、震災後、亡くなった方たちの分まで頑張る前向きに生きる人達が特集されています。「スマイルふくしま」の項では笑顔の住民の写真が掲載され、ひとこと添えられています。4月のある日は、子どもが「6日は始業式だったので、久しぶりに幼稚園に来た。友だちと一緒に遊べて楽しかったよ。また毎日通いたい。」と語っていました。

「相双」や「浜通り」では入園式や入学式の様子や、桜だより、健康ウォーキング、野球大会や演奏会等のイベント情報など、希望を込めた記事が掲載されています。

法テラスが利用しやすくなりました

日本司法支援センター（通称「法テラス」）が、「東日本大震災法律援助事業」を新たに開始しました。

指定された被災地の被災者の方は、収入や資産の要件を問わず、法テラスの法律相談や東日本大震災に起因する事件の代理援助を受けることができるようになりました。

対象者の範囲等詳しい内容につきましては、震災法テラスダイヤル（0120-078309）までお問い合わせ下さい。

特集2 避難区域と指針の見直し

第1 中間指針第二次追補の概要

文科省の原子力損害賠償紛争審査会は、本年3月16日、中間指針第二次追補を発表しました。これは、従前の指針で今後の検討事項とされていたこと等について、現時点で可能な範囲で指針を策定したものです。なお、これらの指針に明記されなくても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

1 政府による避難指針等に係る損害について

政府により、平成24年3月末を目途に、次のように新たな避難指針区域が設定される。

- ① 避難指針解除準備区域：年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確定であることが確認された地域
- ② 居住制限区域：年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域
- ③ 帰還困難区域：長期間、具体的に5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

(1) 上記①から③の区域内に住居のあった人の精神的損害（この区域見直しまでは中間指針の期間を延長する）

- ① 避難指針解除準備区域＝月額一人10万円
- ② 居住制限区域＝月額一人10万円、2年分を一括し240万円も可
但し、避難指針解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加。
- ③ 帰還困難区域＝一括して一人600万円
避難の長期化等個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められる。
・ 解除後に賠償の対象となる期間は、今後の状況を踏まえて判断し、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
・ 相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、たとえば、一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断する。
・ 避難を継続する人と移住しようとする人に差をつけない。

(2) 旧緊急時避難準備区域（平成23年9月30日に解除）内に住居のあった人の精神的損害

- ・ 事故後1年後以降の損害額＝月額一人10万円
- ・ 賠償対象となる期間は、本年8月末までを目安とし、事故1年後以降ほどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。ただし、同区域のうち植葉町の区域については、同町の避難指針区域について解除後「相当期間」が経過した時点まで。
- ・ 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象となり得る。

(3) 特定避難勧奨地点に住居のあった人の精神的損害について

- ・ 事故後1年後以降の損害額＝月額一人10万円
- ・ 賠償対象となる期間は、解除後3ヶ月を当面の目安とし、当該期間内は個々の避難者がどの時点で帰還したかを問わず一律に賠償。
- ・ 既に帰還した者及び滞在者は、個別具体的な事情に応じて賠償対象となり得る。

2 財物の価値の喪失又は減少等

- ・ 帰還困難区域内の不動産は、価値減少率を100%（全損）と推認する。
- ・ 居住制限区域及び避難指針解除準備区域の不動産は、避難指針解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認する。
- ・ 居住用の建物は、同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価する。

3 自主的避難等に係る損害について

本年1月以降、区域の設定は行わず、子供及び妊婦について個別の事例又は類型ごとに判断する。

第2 営業損害・就労不能損害算定方法について（センター総括基準）

原子力損害賠償紛争解決センターは、本年4月19日、政府指示による避難者の営業損害・就労不能損害を算定する際、避難先で得た収入について、月額30万円までは損害額から控除しないと定める基準を発表しました。たとえば、事故前2ヶ月45万円の収入があった人が避難先で月額35万円の収入を得た場合、30万円を超える5万円だけを控除し、東電から40万円の賠償を受け取れることになりました。

連載 避難されている方は今

宮城県石巻市（K・Mさん）

私は、宮城県石巻市で被災し、昨年の4月初めから9月30日まで豊中市で避難生活をしてきました。豊中市・豊中市社会福祉協議会の皆様方には大変御世話になりました。

3・11当日、石巻地方は小春日和の春が近づいて来たことを感じられる日でしたが、午後2時46分、大きな地震で私は立っただけでなくなり机の下に入り揺れのおさまるのを待ちましたが、防災放送が「6m以上の津波が来ます。早く高台に逃げてください」と放送があり、やっとの思いで道路に出た時、津波の第一波で足元をすくわれ転倒したところに勢いよく波に飲まれ山手の方に流れ、もう少しで山手側に着くという時に反対側からガレキが流れてきてたどり着くことが出来ません。その後、引潮でまた流れ、その時ズボンも下着もすべて波の勢いで脱がされ、大きなガレキにつかまり、流れてきた車につかまり波のいくまま流されました。その時の光景は地獄です。私の近くではお波にのまれ沈んでいく人、車の中から脱出できず沈んでいく人、私は「助けてくれ」と思ってもその一声が出ませんでした。全てが地獄でした。

やっとの思いで電柱にすがりガレキに腰かけている時、吹雪です。もうこの時私は死を覚悟しました。その時、下で高台に打ち上げられた車から火災が発生し私達はその火災の熱で助けられました。翌日、他地区から避難してきた方々に助けられました。私も避難所まで行きましたがもう体力の限界、身動きすることもできません。何とか知人宅の二階にたどり着き約2週間過ごしましたが、血圧最高180最低120の状況で薬を処方してもらいましたが下がりにません。その時、県外避難の方法があることを知り、このままでは体力が持たないと思い、阪神大震災の経験がある大阪へ行くことに決めました。

4日もかけてやっとの思いで大阪に着き、宮城県大阪事務所豊中市を紹介され6ヶ月間生活しました。こちらの先生も非常に心配してくれやっとな被災前の血圧に戻り、体力も回復し、日常生活に戻り、地震に合う事もなく精神的にも充実した6ヶ月を過ごし、10月に石巻市へ戻りました。知人・友人を訪ねて皆様方

の話を知ると、生死は皆紙一重だったことを知り、お互い生きていることを実感している様子で一安心しました。

ほとんどの方が仮設住宅に入り「やっとな落ちて寝られる」と聞き安堵しましたが、12月に入ると「仮設住宅は寒い、結露が出る、水道が凍結する」等の話が出るようになり、仮設住宅の厳しい生活が始まり、つらい仮設住宅の状況を耳にする毎日です。抽選で当たった仮設住宅なので、隣は他町から来た人たちで、コミュニケーションがとれません。石巻市は平成大合併で六町を吸収した形で合併でしたので、これは当然のことだと思います。このままでは、孤独死・自殺もあり、めめ事もあり、何でもありの状況です。震災から1年、今年の3・11までは不満の日々、3・12以降は不安の日々、これから先、自己責任のもとで今後の生活を考慮しなければならぬ日々との連続です。

ちょっと一息... No 8

特別展 新説 恐竜の成長

(大阪市 長居公園内 大阪市立自然史博物館ネイチャーホールにて) (2012年3月10日(土)～6月3日(日))
(開館時間 9:30～17:00 (入館は16:30まで)) (休館日 毎週月曜日)

長居公園は総面積65.7haの広さを誇る、大阪を代表する公園のひとつです。

園内は、スポーツ施設、植物園、自然園の3つのエリアに大別され、みどりの相談所や自然史博物館、障害者スポーツセンターなどが設けられています。現在、自然史博物館で、標記の特別展が開催されており、世界最大のティラノサウルス実物頭骨化石が日本初公開されています。

入場料は当日大人1,200円、高大生700円(インターネットからチラシをプリントアウトすると100円の割引あり)。中学生以下のお子さんは無料です。お天気のいい日に、お子さんとお出かけになられてはいかがでしょうか。



次号予告

次回のテーマは未定です。皆様のご意見お待ちしております。